

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から公益社団法人日本精神神経学会に対する意見及び要請

(医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること)

- 平成 30 年度の東京都における専攻医の採用で、シーリング数が 101 人であったところ、カリキュラム制を含む採用数が 108 人であった。平成 31 年度以降の採用においては、カリキュラム制度における採用を含め、日本専門医機構が示した大都市圏におけるシーリング数を厳密に遵守すること。

(研修の機会確保に関すること)

- 7 県において研修プログラムが単独のものであるため、都道府県ごとに複数の基幹病院を、平成 32 年度募集に向けて設置できるように努め、必要であればプログラム整備基準を見直し改訂すること。
- 地域枠医師や出産、育児等合理的な理由のある専攻医に対して、6 ヶ月以上の中断期間がある場合は、中断したところから再開できる等の対応を行っていることを速やかに明らかにし、対応した専攻医の数を毎年公開すること。また、今後はより柔軟に研修が行えるようにカリキュラム制の整備を検討すること。